

帯広市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、意思の疎通が困難な重度の筋萎縮性側索硬化症の患者（以下「ALS患者」という。）が医療機関への入院中に、当該ALS患者とのコミュニケーションに熟知している支援者を派遣することにより、医療機関との従事者との意思疎通を図り、円滑な医療行為が行えるように支援することを目的とする。

(事業の対象者)

第2条 帯広市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業（以下「事業」という。）の対象者は、本市に住所を有している者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 声以外の伝達手段と発話を併用している者又は実用的発話を喪失している者であって、看護に当たり特別なコミュニケーション技術が必要なALS患者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護（以下「訪問介護」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）を利用している者

(支援の内容)

第3条 事業に係る支援は、第9条に定めるALS患者のコミュニケーション支援事業者（以下「コミュニケーション支援事業者」という。）から派遣される者であって、第10条の要件を満たすもの（以下「コミュニケーション支援事業従事者」という。）により行うものとする。

- 2 事業に係る支援の内容は、入院時における医療機関従事者とのコミュニケーションの円滑化を図る支援とし、診療報酬の対象となる支援は対象としない。
- 3 事業に係る支援の期間は、1回の入院につき、入院の日から起算して30日以内とする。
- 4 事業に係る支援の1日当たりの支援時間は、入院の日から起算して10日までは8時間以内、11日以後は4時間以内とする。
- 5 事業に係る支援の回数は、4月1日から翌年3月31日までの間において1回を限度とする。ただし、短期的な入院が複数回必要な場合で、市長が支援の継続が必要と認めるときは、この限りではない。

(利用の申請)

第4条 事業を受けようとする者は事業の利用に当たり、帯広市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を帯広市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(利用の手続)

第6条 前条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、決定通知書により指定されたコミュニケーション支援事業者と利用契約を締結しなければならない。

(利用決定の変更)

- 第7条 利用者は、利用決定の内容を変更しようとするときは、帯広市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業利用変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を帯広市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業利用変更決定(却下)通知書(様式第4号。以下「変更決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による変更決定を受けた利用者は、変更決定通知書に基づき、コミュニケーション支援事業者と必要な変更契約を締結しなければならない。

(利用決定の取消し)

- 第8条 市長は、次に掲げる場合には、利用決定を取り消すことができる。
- (1) 利用者が、コミュニケーション支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 利用者が利用期間内に帯広市に住所を有しなくなったとき。
- (3) 利用者が不適切な利用をしていると認めるとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消した場合には、帯広市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業利用決定取消通知書(様式第5号)により、利用者に通知するものとする。

(コミュニケーション支援事業者の要件)

- 第9条 コミュニケーション支援事業者は、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者福祉サービス事業者であって、利用者の在宅での生活時において利用者に対して訪問介護又は重度訪問介護の提供を行っていたものでなければならない。

(コミュニケーション支援事業従事者の要件等)

- 第10条 コミュニケーション支援事業従事者は、利用者の在宅での生活時において利用者に対し、法に規定する訪問介護又は障害者総合支援法に規定する重度訪問介護のサービス提供を行っていた者であり、利用者とのコミュニケーションに熟知しているものでなければならない。
- 2 コミュニケーション支援事業従事者が事業のサービスを提供する際は、身分を証する書類を携行し、利用者又は医療機関の従事者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(コミュニケーション支援事業者の責務)

- 第11条 コミュニケーション支援事業者は、事業の利用者が医療機関の従事者との意思疎通が円滑に図れるよう、前条に規定するコミュニケーション支援事業従事者を派遣し、コミュニケーションに要する支援を適切かつ効果的に行わなければならない。
- 2 コミュニケーション支援事業者は、コミュニケーションに関する支援を行った場合には、その内容を記録し、その書類を5年間保管しておかななければならない。

(調査等)

- 第12条 市長は、事業の実施に関して必要があると認めるときは、利用者若しくは同一世帯員に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は質問することができる。

- 2 市長は、事業に係る費用（以下「コミュニケーション支援事業費」という。）の支給に関して必要があると認めるときは、コミュニケーション支援事業者又はコミュニケーション支援事業従事者その他事業に携わる者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は質問することができる。
- 3 コミュニケーション支援事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 第1項及び第2項の調査等を行うときは、本市の職員は身分証明書を携帯し、関係人から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（コミュニケーション支援事業費）

第13条 コミュニケーション支援事業費の額は、1時間当たり1,800円とする。ただし、30分未満の端数が生じるときは、900円とする。

（費用負担）

第14条 利用者は、コミュニケーション支援事業費のうち、次に定める額を負担する。

- （1）法の規定による要介護認定支援又は要支援認定を受けている者は、所持する介護保険負担割合証に記載の自己負担割合に相当する額。
- （2）前号に規定する以外の者は、帯広市地域生活支援事業実施要綱別表4に掲げる額

（利用者負担額の支払）

第15条 利用者は、事業による支援を受けたときは、コミュニケーション支援事業者に対し、前条の規定により負担すべき額を支払うものとする。

（領収書の交付）

第16条 コミュニケーション支援事業者は、前条の規定により利用者からその負担額の支払いを受けたときは、当該利用者に対し、領収書を交付しなければならない。

（コミュニケーション支援事業費の請求及び支払）

第17条 コミュニケーション支援事業者は、第13条の規定により計算したコミュニケーション支援事業費の額から第15条の規定により支払を受けた額を控除した額の支払を受けようとするときは、次に掲げる書類を支援の提供が終了した日以後速やかに市長に提出しなければならない。

- （1）帯広市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業費請求書（様式第6号）
- （2）帯広市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業費実績管理票（様式第7号）
- （3）利用契約書の写し
- （4）利用者に交付した領収書の写し

- 2 市長は、コミュニケーション支援事業者より前項の規定による請求があったときには、その内容を審査し、請求のあった日から30日以内に当該コミュニケーション支援事業費を支払うものとする。

（支給額の返還）

第18条 市長は、偽りその他不正の手段によりコミュニケーション支援事業費の支給を受けた者があるときは、当該支給額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第19条 この要綱に規定するもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月27日から施行する。